

(案)

平成25年度自治大学校特別研修(マネジメントコース)実施要領  
(第2部課程の研修生を対象としたコース)

1 趣 旨

自治大学校特別研修(マネジメントコース)は、自治大学校の第2部課程の履修及び各研修課程の講義の一部の聴講と併せて、自治大学校における調査研究、研修の企画・運営等の実務に参画することを通じ、実践的に高度の政策形成能力及び行政管理能力の向上を図り、地方公共団体における将来の幹部職員の養成に資することを目的とする。

2 特別研修生の選考基準

特別研修の研修生(以下「特別研修生」という。)の選考の基準は、勤務成績が特に優秀であり、幹部要員として高度の研修を受けるにふさわしい職員であって、次の要件に該当する者であることとする。

- (1) 特別研修生にふさわしい見識を有する者であること。
- (2) 長期間の研修生活に心身ともに耐えうる者で、かつ、積極的な学習意欲を有する者であること。

3 特別研修生の派遣期間(予定)

平成25年 4月1日から平成26年3月31日まで

4 特別研修の実施方法

- (1) 特別研修生は、自治大学校の第2部課程第167期(平成25年度上期)、第168期(同年度中期)又は第169期(同年度下期)のいずれかの研修生として、当該研修課程を履修する。
- (2) 特別研修生は、派遣期間のうちの(1)の期間以外の期間(以下「実務研修期間」という。)において、自治大学校の庶務課、教務部、研究部又は教授室に配属され、それぞれ庶務課長、教務部長、研究部長又は部長教授の指導の下において調査研究、研修の企画・運営等の実務に参画する。
- (3) 特別研修生は、実務研修期間において、自治大学校の各研修課程の講義のうち、本人の希望を斟酌して自治大学校長が指定するものを聴講する。

5 特別研修修了の要件

4(1)に定める第2部課程の研修生として、当該課程を修了すること。

6 特別研修生の宿舎及び特別研修に係る経費

- (1) 特別研修生は、第2部課程を履修する期間は、自治大学校寄宿舍に入寮する。
- (2) 特別研修生は、実務研修期間中は、希望により自治大学校寄宿舍に入寮することができる。
- (3) 特別研修に要する経費については、第2部課程研修に要する経費を徴収する。